

## 搬出する汚染土壌の処分方法における最終処分場・埋立場所等の位置づけについて

【溶出量基準】		第1種特定有害物質 ( VOCs )	第2種特定有害物質 ( 重金属等 )	第3種特定有害物質 ( 農薬 + PCB )
第2溶出量基準 ( 規則第24条第1項第1号 ) < 別表第4 >	不適	【処分場】なし 【埋立場所】なし	<del>告示第1号イ</del> 【処分場】遮断型 【埋立場所】遮断型	【処分場】なし 【埋立場所】なし
	適合	<del>告示第1号ロ</del> 【処分場】 管理型(一廃・産廃) 【埋立場所】 遮断型 管理型処分場相当	<del>告示第1号ニ</del> 【処分場】 遮断型 管理型(一廃・産廃) 【埋立場所】 遮断型 管理型処分場相当	<del>告示第1号ハ</del> < 海防法判定基準不適合 > 【処分場】 遮断型 管理型(一廃・産廃) * 【埋立場所】 遮断型
指定基準(溶出量基準) ( 規則第18条第1項 ) < 別表第2 >	不適			<del>告示第1号ク</del> 【処分場】 管理型(一廃・産廃) 【埋立場所】 遮断型 管理型処分場相当
	適合	対象外	対象外	対象外

【含有量基準】 ( 溶出量基準適合が前提 )		第1種特定有害物質 ( VOCs )	第2種特定有害物質 ( 重金属等 )	第3種特定有害物質 ( 農薬 + PCB )
指定基準(含有量基準) ( 規則第18条第2項 ) < 別表第3 >	不適	/	<del>告示第1号ホ</del> 【処分場】遮断型 管理型(一廃・産廃) 安定型 【埋立場所】遮断型 管理型処分場相当 安定型	/
	適合	/	対象外	/

- (注1) 「処分場」は廃棄物処理法の最終処分場、「埋立場所」は海洋汚染防止法の埋立場所等をそれぞれ指す。  
 (注2) は、処分場・埋立場所の所在地・区域を管轄する都道府県知事(政令市長を含む。)が認めたものに限る。  
 (注3) \*は、埋立場所等であるものを除く。